

1 令和8年8月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	35,463 人	対前月比	0.9%増加 (4か月連続の増加)
-------	----------	------	-------------------

有効求職者数	34,882 人	対前月比	1.3%増加 (2か月連続の増加)
--------	----------	------	-------------------

有効求人倍率	1.02 倍	前月と同水準
--------	--------	--------

※ 数値は季節調整値

2 鹿児島県最低賃金街頭キャンペーンを実施します！

(労働基準部 賃金室)

鹿児島県最低賃金が1,090円に改定され、10月25日から適用となることに合わせ、10月23日(金)午前7時30分から、鹿児島中央駅周辺において街頭キャンペーンを実施します。

3 長時間労働が疑われる事業場に対する令和7年度の監督指導結果

(労働基準部 監督課)

対象となった259事業場のうち100事業場(38.6%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

4 令和7年に調査した事業場の6割超で法令違反

(労働基準部 監督課)

令和7年に立入調査を実施した1,857事業場のうち1,252事業場(67.4%)で何らかの労働基準関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など)の違反が認められました。

5 カスハラ・求職者等に対するセクハラ対策の義務化

(雇用環境・均等室)

10 月からカスタマーハラスメントおよび求職者等に対するセクシャルハラスメントについて、事業主の防止対策が義務化されました。

6 霧島・始良会場合わせて 140 社が参加する合同説明会開催

(職業安定部 職業対策課)

ハローワーク国分では、霧島市・始良市共催による過去最大規模の合同説明会を
①霧島会場（10/6（火））、②始良会場（10/15（木））にて開催します。

鹿児島労働局発表
令和8年10月2日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 前野 里美
地方労働市場情報官 佐藤 克己
Tel. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和8年8月分)の概要について

～有効求人倍率は、1.02倍で、前月と同水準～

8月の概要

求人が減少している中で、求職は横ばいである。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.02倍** 前月と同水準
 - ・全国では40番目。九州では、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、福岡県、長崎県に次ぎ7番目。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.18倍 前月と同水準

・有効求人数(季節調整値) **35,463人** 前月より0.9%増加(4か月連続の増加)

・有効求職者数(季節調整値) **34,882人** 前月より1.3%増加(2か月連続の増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値)1.09倍 前月より0.01ポイント増加

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

・新規求人倍率(季節調整値) **1.82倍** 前月より0.02ポイント減少(2か月ぶりの減少)

・新規求人数(原数値) **11,361人** 前年同月より1.9%減少(8か月連続の減少)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

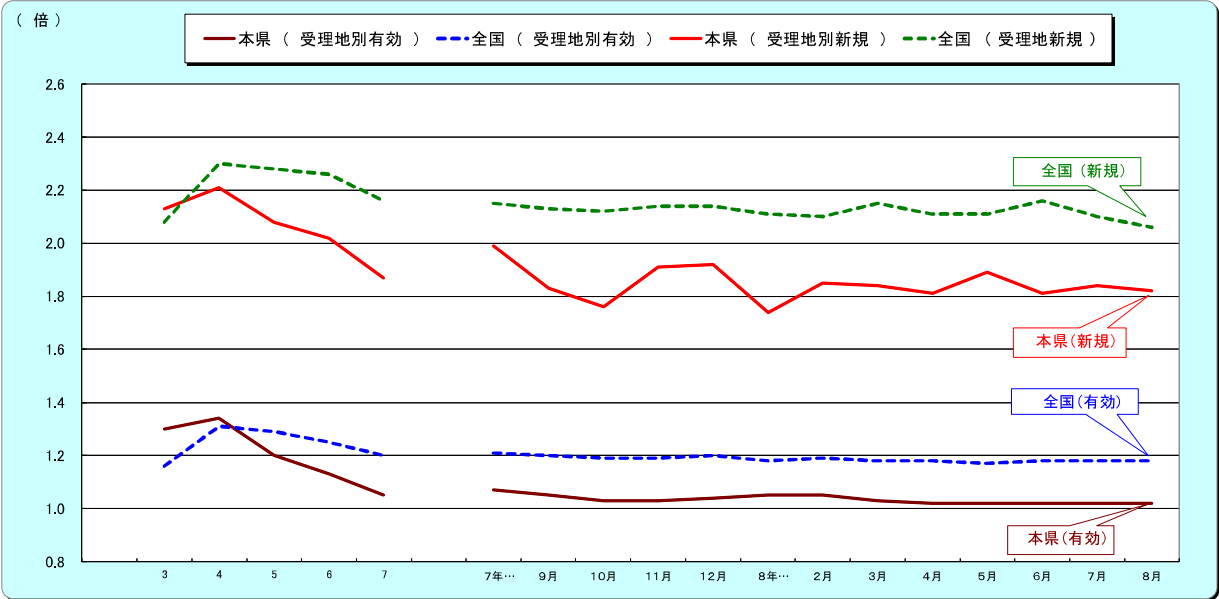
増加した業種……製造業(18.2%増)、サービス業(他に分類されないもの)(10.7%増)

減少した業種……建設業(6.3%減)、運輸業、郵便業(5.9%減)、卸売業、小売業(14.4%減)

宿泊業、飲食サービス業(6.2%減)、医療、福祉(1.6%減)

・新規求職申込件数(原数値) **6,061人** 前年同月より8.7%増加(3か月連続の増加)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率			3	4	5	6	7
有効	受理 地別	本県	1.30	1.34	1.20	1.13	1.05
		全国	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20
	就業 地別	本県	1.36	1.43	1.30	1.23	1.14
新規	受理 地別	本県	2.13	2.21	2.08	2.02	1.87
		全国	2.08	2.30	2.28	2.26	2.16
	就業 地別	本県	2.24	2.36	2.25	2.20	2.02

7年 8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1.07	1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18
1.16	1.13	1.10	1.11	1.12	1.12	1.12	1.09	1.08	1.08	1.09	1.08	1.09
1.99	1.83	1.76	1.91	1.92	1.74	1.85	1.84	1.81	1.89	1.81	1.84	1.82
2.15	2.13	2.12	2.14	2.14	2.11	2.10	2.15	2.11	2.11	2.16	2.10	2.06
2.14	1.92	1.94	2.05	2.00	1.86	1.95	1.95	1.90	2.00	2.01	1.92	1.96

*7年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が8か月連続で前年同月を下回り、有効求人数が42か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		5月		6月		7月		8月	
新規求人数 ※	12,439	▲ 6.2	11,600	▲ 5.5	11,763	▲ 0.0	12,628	▲ 2.4	11,361	▲ 1.9
D 建設業	1,251	▲ 7.8	1,097	▲ 8.9	1,475	1.1	1,171	▲ 7.1	1,042	▲ 6.3
E 製造業	989	▲ 3.2	898	▲ 0.3	898	▲ 4.6	1,233	7.9	1,025	18.2
H 運輸業、郵便業	494	▲ 8.6	459	6.7	568	19.3	419	▲ 15.4	523	▲ 5.9
I 卸売業、小売業	1,522	▲ 14.3	1,684	1.4	1,279	▲ 16.9	1,544	11.8	1,478	▲ 14.4
M 宿泊業、飲食サービス業	645	▲ 19.2	909	6.1	494	6.5	547	▲ 8.2	787	▲ 6.2
P 医療、福祉	4,339	▲ 3.3	4,119	▲ 8.4	4,127	▲ 0.5	4,366	▲ 1.1	4,090	▲ 1.6
R サービス業(他に分類されないもの)	1,234	▲ 0.5	1,179	▲ 1.9	1,156	6.9	1,380	▲ 10.7	1,145	10.7
有効求人数	35,764	▲ 6.9	34,023	▲ 6.5	34,069	▲ 4.3	34,320	▲ 3.1	33,917	▲ 1.5

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が3か月連続で前年同月を上回り、有効求職者数が9か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		5月		6月		7月		8月	
新規求職申込件数	6,641	1.0	6,899	▲ 2.6	6,617	2.4	6,464	2.0	6,061	8.7
44歳以下	2,759	▲ 4.2	2,795	▲ 7.9	2,739	0.4	2,700	3.2	2,587	4.4
うち34歳以下	1,578	▲ 4.5	1,615	▲ 5.6	1,502	▲ 3.7	1,629	6.7	1,497	2.3
45歳以上	3,882	5.0	4,104	1.4	3,878	3.8	3,764	1.2	3,474	12.2
うち55歳以上	2,619	6.7	2,766	▲ 0.2	2,641	6.8	2,544	▲ 0.4	2,260	15.0
うち65歳以上	1,286	10.6	1,340	▲ 0.2	1,298	13.2	1,234	▲ 4.4	1,068	14.7
雇用保険受給資格決定件数	1,823	1.0	2,387	▲ 9.3	1,883	3.3	1,697	0.1	1,507	▲ 6.5

有効求職者数	33,917	▲ 0.5	35,620	0.2	35,676	0.9	35,002	1.4	34,558	2.9
44歳以下	14,430	▲ 2.1	14,470	▲ 3.8	14,480	▲ 3.1	14,378	▲ 2.5	14,359	▲ 1.3
うち34歳以下	8,281	▲ 3.3	8,355	▲ 3.6	8,268	▲ 4.0	8,235	▲ 2.8	8,331	▲ 1.6
45歳以上	19,492	0.9	21,150	3.1	21,196	3.9	20,624	4.3	20,199	6.2
うち55歳以上	12,848	1.0	14,254	3.5	14,290	4.8	13,751	5.4	13,392	7.7
うち65歳以上	5,451	2.7	6,593	6.4	6,548	8.8	5,851	8.7	5,569	10.8
雇用保険受給者実人員	6,792	4.2	6,554	8.5	8,200	24.0	7,965	2.4	7,573	▲ 1.6

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者が3か月連続、離職求職者が3か月連続、無業求職者が3か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		5月		6月		7月		8月	
新規求職申込件数	6,593	0.9	6,843	▲ 2.8	6,503	2.2	6,419	2.7	6,017	8.8
在職求職者	1,824	3.8	1,620	▲ 3.2	1,696	1.4	1,706	5.6	1,690	17.3
離職求職者	4,107	▲ 0.4	4,482	▲ 2.8	4,108	1.8	4,045	0.5	3,650	3.0
うち事業主都合	780	▲ 6.0	922	▲ 0.2	862	15.5	794	1.1	650	9.6
うち自己都合	3,083	0.4	3,267	▲ 4.1	3,016	▲ 2.4	3,036	1.4	2,827	1.7
無業求職者	662	2.0	741	▲ 1.6	699	6.4	668	10.0	677	23.8

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、34歳以下の年齢層を除くすべての年齢層で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		5月		6月		7月		8月	
就職件数	2,100	▲ 4.1	1,914	▲ 12.4	2,046	▲ 5.5	2,046	▲ 5.3	1,732	6.5
44歳以下	898	▲ 10.3	857	▲ 12.7	931	▲ 5.1	891	▲ 5.5	729	1.4
うち34歳以下	482	▲ 11.0	465	▲ 10.4	512	▲ 5.5	455	▲ 11.7	389	▲ 2.5
45歳以上	1,202	1.1	1,057	▲ 12.2	1,115	▲ 5.7	1,155	▲ 5.1	1,003	10.5
うち55歳以上	718	3.5	635	▲ 10.8	648	▲ 6.6	676	▲ 7.1	570	7.5
うち65歳以上	275	11.5	228	▲ 11.3	228	▲ 16.5	251	▲ 14.9	225	7.1
雇用保険受給者	596	▲ 6.9	532	▲ 16.1	684	▲ 2.7	662	▲ 0.3	545	11.2

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月を0.02P下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		5月		6月		7月		8月	
正社員新規求人数	6,585	▲ 4.3	6,287	▲ 2.2	6,568	0.5	6,810	▲ 0.7	6,117	▲ 2.5
新規求人数に占める割合	52.9%	1.0	54.2%	1.9	55.8%	0.3	53.9%	0.9	53.8%	▲ 0.4
正社員有効求人倍率	1.05	▲ 0.02	1.00	▲ 0.02	1.01	▲ 0.01	1.01	▲ 0.02	1.01	▲ 0.02
全 国	1.01	▲ 0.01	0.94	▲ 0.04	0.96	▲ 0.02	0.98	▲ 0.02	0.99	0.00
正社員有効求人数	19,238	▲ 4.7	18,719	▲ 4.3	18,842	▲ 2.7	18,919	▲ 2.2	18,725	▲ 1.5
有効求人数に占める割合	53.8%	1.3	55.0%	1.3	55.3%	0.9	55.1%	0.5	55.2%	0.0
正社員有効求職者数(※)	18,410	▲ 2.2	18,738	▲ 2.1	18,724	▲ 1.7	18,700	▲ 0.4	18,620	0.6
有効求職者に占める割合	54.3%	▲ 0.9	52.6%	▲ 1.3	52.5%	▲ 1.4	53.4%	▲ 1.0	53.9%	▲ 1.2

(※) 正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和8年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和7年8月	1.02	1.37	0.91	0.89	1.32	0.91	0.95	1.02	0.84	1.22	1.16	0.92	1.01	1.03
9月	0.99	1.54	0.85	0.87	1.27	0.92	1.01	1.02	0.85	1.26	1.16	0.90	0.92	1.01
10月	1.00	1.60	0.85	0.90	1.28	0.92	0.98	1.09	0.84	1.31	1.04	0.85	0.93	1.01
11月	1.02	1.73	0.87	0.86	1.33	0.97	0.93	1.08	0.85	1.37	1.11	0.88	0.91	1.03
12月	1.10	1.74	0.90	0.90	1.66	1.04	0.95	1.10	0.99	1.55	1.18	0.93	0.97	1.13
令和8年1月	1.14	1.82	0.88	1.00	1.49	1.01	0.90	1.12	1.05	1.19	1.20	0.92	0.94	1.12
2月	1.17	1.65	0.94	0.98	1.44	0.98	0.92	1.08	1.13	1.18	1.17	1.06	0.94	1.13
3月	1.11	1.65	0.92	1.04	1.20	0.97	0.89	1.09	1.09	1.21	1.19	1.09	0.93	1.09
4月	1.01	1.54	0.85	0.89	1.09	0.92	0.75	0.97	1.02	1.14	1.18	0.93	0.88	1.00
5月	0.98	1.42	0.86	0.86	1.01	0.87	0.76	0.95	0.92	1.05	1.13	0.81	0.88	0.96
6月	0.98	1.28	0.86	0.83	1.04	0.86	0.81	0.96	0.96	0.99	1.12	0.74	0.90	0.95
7月	0.99	1.27	0.90	0.93	1.05	0.91	0.87	1.01	0.96	1.00	1.17	0.85	0.88	0.98
8月	0.99	1.31	0.89	0.97	1.09	0.91	0.91	0.98	0.95	1.00	1.11	0.88	0.90	0.98

〈 用 語 の 解 説 〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数（オンライン登録者）の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」（新規オンライン登録者を含む）。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」（月間オンライン登録者を含む）。
- ⇒正社員有効求人倍率・ 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」（月間オンライン登録者を含む）。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要がある、この季節変動の除去を「季節調整」という。
※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
※ 毎年1回（1月分公表時に）季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原 数 値 …… 実際の数値（季節調整前の数値）。
- 就 職 件 数 …… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

（注） ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

報道関係者 各位

令和8年10月2日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松下 真一

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakkyoku@mhlw.go.jp

鹿児島県最低賃金街頭キャンペーンを実施します！

～確認OK？最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに～

鹿児島県最低賃金が1,090円（現行1,026円を64円引き上げ）に改定され、10月25日から適用となることに合わせ、鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、鹿児島県、労使団体等の協力を得て、鹿児島中央駅周辺において街頭キャンペーンを実施します。

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を確保することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されており、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金額近傍の労働者が少なくない状況です。

また、今回の改定は、1,026円から1,090円と大幅な引上額となり、中小企業・小規模事業場への支援が強く求められているところです。

このため、「確認OK？最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。」をキャッチフレーズに、改定後の鹿児島県最低賃金額（1,090円）を広く県民へ周知、最低賃金制度に対する理解を促し、併せて業務改善助成金等の中小企業・小規模事業場への支援策の周知と利用促進を図るものです。

2 街頭キャンペーンの日時・場所

令和8年10月23日（金） 午前7時30分～午前8時30分（終了予定）

JR鹿児島中央駅東口広場など

3 実施内容

J R鹿児島中央駅東口広場で、主催者挨拶、参加団体の紹介を行った後、最低賃金額（1,090 円）及び業務改善助成金を含めた「賃上げ」支援助成金パッケージを広くアピールするため、東口及び西口構内通路周辺で、各団体の協力を得て、周知用カード等入りポケットティッシュを配布する。

4 参加・協力機関

鹿児島労働局、鹿児島県、鹿児島県経営者協会、鹿児島県商工会連合会、鹿児島県中小企業団体中央会、連合鹿児島、鹿児島働き方改革推進支援センター

5 当日の進行

- ① 鹿児島労働局長より挨拶
- ② 参加団体の紹介
- ③ ポケットティッシュ配布（約 1 時間 無くなり次第終了）

※終了予定時刻は、午前 8 時 30 分を予定しています。

6 その他

取材を希望される場合は、事前に賃金室（099-223-8278）担当者までご連絡ください。

報道関係者 各位

令和8年10月2日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 塩原 將由

主任監察監督官 高井 浩二

（電話 099-223-8277）

長時間労働が疑われる事業場に対する
令和7年度の監督指導結果を公表します

鹿児島労働局では、このたび、令和7年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、長時間労働が疑われる事業場を対象としています。

対象となった259事業場のうち、100事業場（38.6%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、47事業場（違法な時間外労働があったもののうち47%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和7年4月～令和8年3月）

- | | |
|---|----------------|
| (1) 監督指導の実施事業場： | 259 事業場 |
| (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕 | |
| ① 違法な時間外労働があったもの： | 100 事業場（38.6%） |
| うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が | |
| 月80時間を超えるもの： | 47 事業場（47%） |
| うち、月100時間を超えるもの： | 31 事業場（31%） |
| うち、月150時間を超えるもの： | 7 事業場（7%） |
| うち、月200時間を超えるもの： | 3 事業場（3%） |
| ② 賃金不払残業があったもの： | 22 事業場（8.5%） |
| ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： | 73 事業場（28.2%） |
| (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕 | |
| ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： | 118 事業場（45.6%） |
| ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： | 53 事業場（20.5%） |

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和7年4月から令和8年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和7年4月から令和8年3月までに、259事業場に対し監督指導を実施し、212事業場(81.9%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが100事業場、賃金不払残業があったものが22事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが73事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1、2)		259 (100%)	212 (81.9%)	100 (38.6%)	22 (8.5%)	73 (28.2%)
主 な 業 種	商業	48 (18.5%)	38	19	5	18
	製造業	39 (15.1%)	29	16	2	4
	保健衛生業	52 (20.1%)	44	21	4	12
	接客娯楽業	35 (13.5%)	33	16	4	15
	建設業	13 (5%)	10	3	2	3
	運輸交通業	29 (11.2%)	25	13	1	10
	その他の事業 (注6)	16 (6.2%)	13	6	2	4

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反〔時間外労働の上限規制を超える時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔法定の割増賃金を支払っていないもの。〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
259	50 (19.3%)	94 (36.3%)	62 (23.9%)	26 (10.0%)	17 (6.6%)	10 (3.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
259	21 (8.1%)	56 (21.6%)	43 (16.6%)	41 (15.8%)	43 (16.6%)	55 (21.2%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、118事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
118	14	19	58	58	2	4

(注1) 指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、53事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
53	29	7	27	4	0	0

(注1) 指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。

(注2) 各項目の括弧内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった100事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、47事業場で1か月80時間を、うち31事業場で1か月100時間を、うち7事業場で1か月150時間を、うち3事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
259	100	53	47	31	7	3

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、23事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、100事業場でタイムカードを基礎に確認し、59事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、8事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、76事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
23	100	59	8	76

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

報道関係者 各位

令和8年10月2日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 塩原 將由

主任監察監督官 高井 浩二

（電話 099-223-8277）

令和7年に調査した事業場の6割超で法令違反

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、令和7年に、管内の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が実施した立入調査^{※1}の結果を取りまとめましたので、公表します。

【令和7年の立入調査結果(概要)】

- 立入調査を実施した 1,857 事業場の 67.4%（1,252 事業場）で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など）の違反が認められました。
【図 1】
- 主な違反としては、

・ 安全基準（危険な作業、危険な機械の使用など）	367 件	（29.3%）
・ 労働条件の明示	299 件	（23.9%）
・ 労働時間関係（36 協定のない時間外・休日労働など）	264 件	（21.1%）
・ 割増賃金（時間外、休日、深夜労働割増賃金）	235 件	（18.8%）
・ 年次有給休暇	152 件	（12.1%）

が認められました。【図 2】
- 主な業種別では、接客娯楽業 83.7%、保健衛生業 73.9%、農林業 72.9%、商業 71.2%、運輸交通業 67.1%、製造業 66.8%、建設業 59.1%、などとなっています。
【図 3】
- 使用停止等命令^{※2}などの行政処分を 64 件行いました。【図 4】
- 重大・悪質な法違反があったとして 12 件（労働安全衛生法違反事件 10 件、労働基準法・最低賃金法違反事件 2 件）を鹿児島地方検察庁に書類送検^{※3}しました。【表 2】

鹿児島労働局管内の各労働基準監督署（以下「監督署」といいます。）では、管内状況や監督署に寄せられる情報などから、労働時間または賃金支払い等の労務管理や安全衛生管理等の労働基準関係法令上の問題が認められる事業場に対して立入調査を実施し、働く方が安心して安全に、そして健康で働ける労働環境を確保していきます。

このほか、監督署においては、働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制を始めとした改正労働基準法の周知等のために、立入調査とは別に「労働時間相談・支援

※⁴」活動も行っております。令和7年は、支援を希望された205事業場を個別訪問し、時間外労働の上限規制の対応などについてのご相談への対応や支援を行いました。この「労働時間相談・支援※⁴」は立入調査ではありませんので、希望される事業場がありましたら、お気軽に最寄りの監督署にお問い合わせください。

【用語説明】

※1「立入調査」

労働基準監督官は労働基準法第 101 条等の規定に基づき、事業場等を訪問して、関係書類や機械・設備等を確認したり、関係者から聞き取りを行うなどして法定労働条件が守られているか確認を行っています。（「監督指導」とも言います。）

管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報等に基づいて計画的に立入調査を実施しています。また、労働災害の発生を契機として実施することもあります。

立入調査の結果、法令違反が認められた場合には、その事項を改善するよう是正を勧告（行政指導）します。

※2「使用停止等命令」

労働基準監督官の立入調査の結果、機械や設備等が定められた安全衛生基準に違反し、労働者に窮迫した危険が生じる場合等において、その使用や作業の停止又は変更その他必要な事項を命ずる行政処分を行います（労働基準法第 96 条の 3、労働安全衛生法第 98 条）。

※3「書類送検」

法違反が是正されない場合、法違反が度重なる場合または法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合に、司法警察権限を行使し捜査の上、検察庁に書類送検しています（労基法第 102 条、安衛法第 92 条等）。

※4「労働時間相談・支援」

「働き方改革」に取り組みたい中小企業・小規模事業者に対して、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が事業場を訪問して、改正労働基準法の施行に関する次のようなお悩みについて解決策を提案するなどしています。

【相談例】

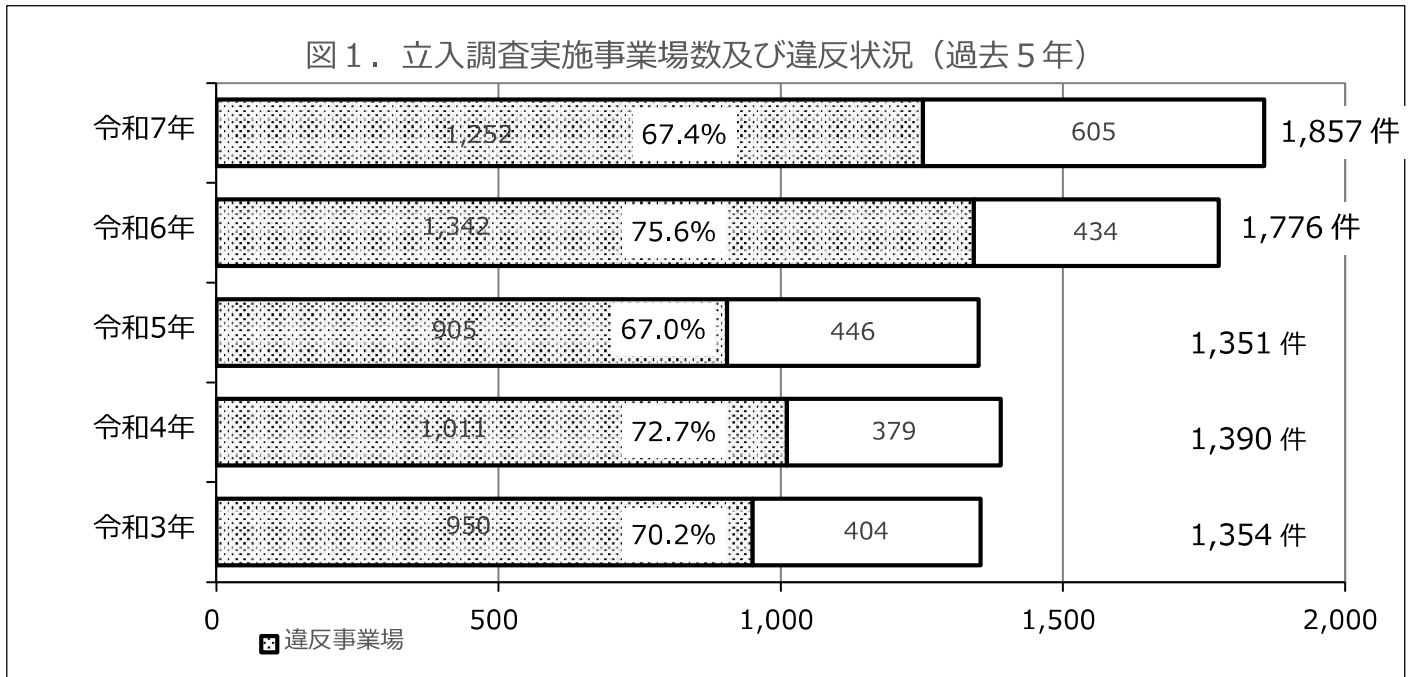
- ・ 時間外・休日労働協定（36 協定）の作り方や手続きを教えてほしい
- ・ 労働時間を短くするいい制度がないか教えてほしい
- ・ 上限規制に対応した労働時間管理について、やり方を教えてほしい
- ・ 助成金を活用して就業環境を良くしたいので、どのような助成金があるか教えてほしい

「労働時間相談・支援」は、改正労働基準法の施行に関する周知を目的に、事業場からの相談に対してきめ細やかな相談・支援を行うもので、上記の立入調査とは異なり、法定労働条件が守られているかを確認して、行政指導（是正を勧告）することはありません。

【令和7年の立入調査結果（詳細）】

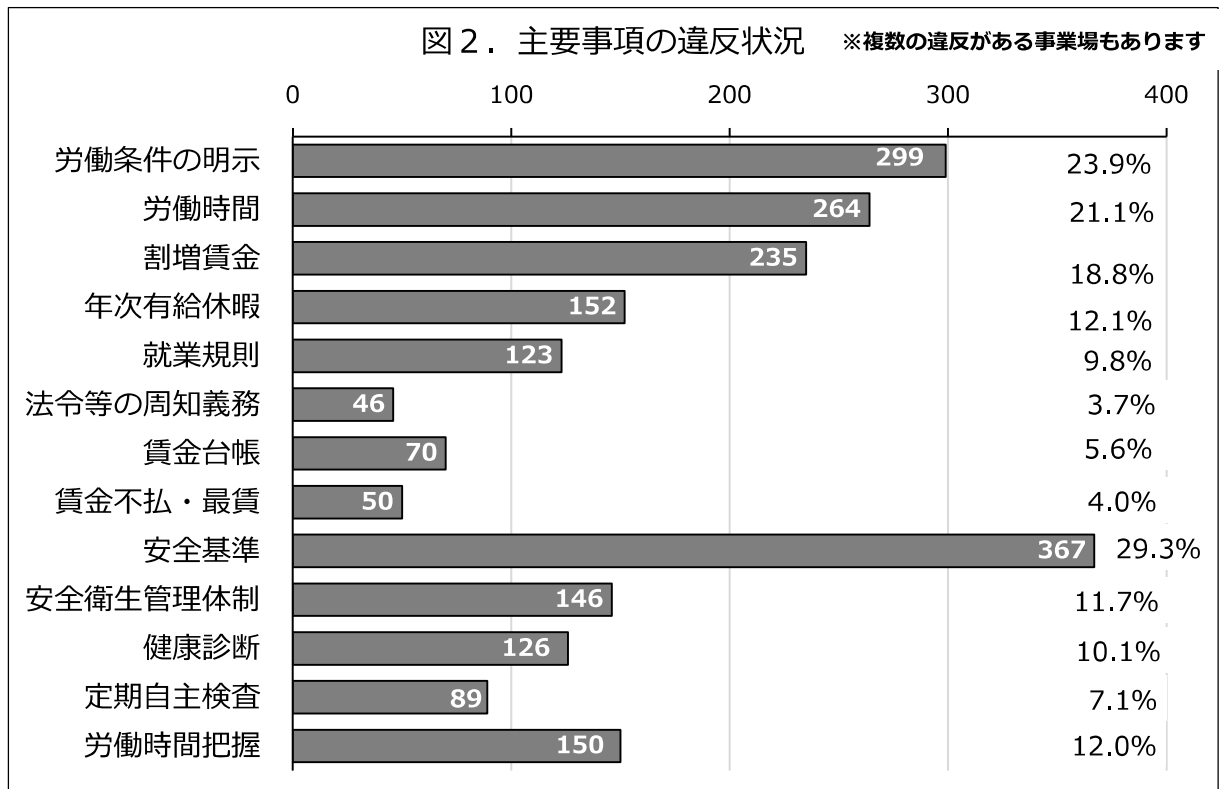
1 立入調査の実施結果【図1】

令和7年に立入調査（監督指導）を実施した1,857事業場のうち、67.4%（1,252事業場）で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）の違反が認められました。



(1) 主な違反状況【図2】

労働基準法では労働条件の明示（労働条件を書面交付していない）299件（23.9%）、労働安全衛生法では安全基準（危険な作業を行わせたり、危険な機械を使用させているなど）367件（29.3%）が最も多い違反事項でした。



法令違反の主な例（令和 7 年）【表 1】

【労働基準法関係】

労働条件の明示 （ 労基法第 15 条 ）	・労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付等により明示していない。 ・有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付等により明示していない。
労働時間・休日 （ 労基法第 32 条・ 第 35 条・第 40 条 ）	・時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、それを労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 ・36 協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。
割増賃金 （ 労基法第 37 条 ）	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。
年次有給休暇 （ 労基法第 39 条 ）	・法定の年次有給休暇を付与していない。 ・年次有給休暇を 10 日以上付与されている労働者に対して、5 日を使用者が時季を定めることにより与えていない。
就業規則 （ 労基法第 89 条 ）	・常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出ていない。
法令等の周知義務 （ 労基法第 106 条 ）	・就業規則、36 協定などを常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること、書面を交付すること等により労働者に周知していない。
賃金台帳 （ 労基法第 108 条 ）	・賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 ・賃金台帳を 3 年間保存していない。
賃金不払・最賃効力 （ 最賃法第 4 条または労基 法第 23 条・第 24 条 ）	・賃金を所定支払日に支払っていない。 ・支払賃金が約束した賃金額に満たない。 ・鹿児島県最低賃金額以上の賃金を支払っていない。

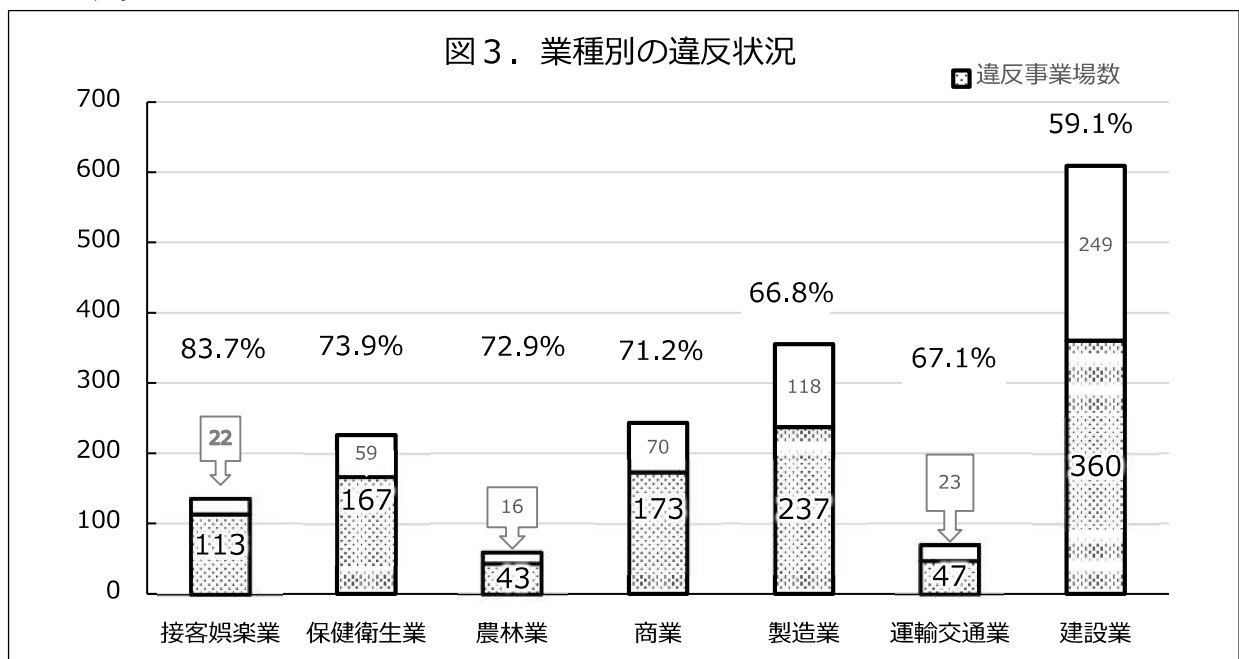
【労働安全衛生法関係】

安全基準 （ 安衛法第 20 条 ～第 25 条 ）	・機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない（使用停止等命令処分）。 ・高さが 2 メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。
---	--

健康診断 （ 安衛法第 66 条 ）	・ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施していない。 ・ 有害物を取り扱ったり、高温等の特殊な環境下で業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。
安全衛生管理体制 （ 安衛法第 10 条～第 13 条、 第 15 条、第 17 条～第 19 条 ）	・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。
定期自主検査 （ 安衛法第 45 条 ）	・ フォークリフトや建設機械、移動式クレーン等の機械について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に特定自主検査を実施していない。
特定元方事業者等 （ 安衛法第 30 条・ 第 31 条 ）	・ 関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。 ・ 関係請負人（下請会社）が入る現場において、作業間の連絡調整が不十分であったり、作業場所の巡視が行われていない。
労働時間の状況把握 （ 安衛法第 66 条の 8 の 3 ）	・ 労働者の労働時間の状況について、タイムカードによる記録、パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法によって把握していない。

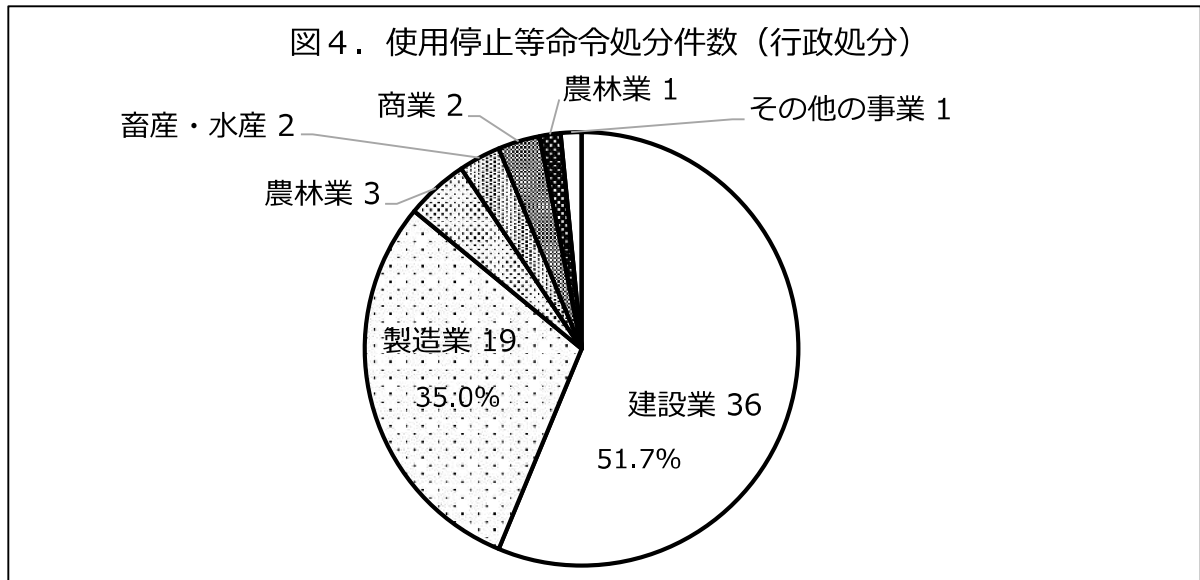
(2) 主な業種別の違反状況【図 3】

業種別では、違反の割合が高い順に、接客娯楽業 83.7%、保健衛生業 73.9%、農林業 72.9%、商業 71.2%、製造業 66.8%、運輸交通業 67.1%、建設業 59.1%となっています。



2 使用停止等命令処分【図4】

機械等に巻き込まれ防止措置が施されていない場合や高所作業で墜落防止措置が施されていない場合など危険性の高い機械・設備等に対して、その場で機械などの使用停止・変更や作業の停止等を命ずる行政処分を行った件数は 64 件で、そのほとんどが建設業（36 件）や製造業（19 件）の事業場におけるものでした。



書類送検の結果（令和 7 年）【表 2】

No.	業 種	概 要	送検年月
1	土木工事業	車両系建設機械の転倒防止の未措置	R7.3
2	道路貨物運送業	労働基準監督官に対する虚偽の帳簿書類の提出	R7.3
3	土木工事業	労災かくし	R7.3
4	土木工事業	労災かくし	R7.3
5	建築工事業	高所作業における墜落防止措置の未措置	R7.3
6	その他の商業	賃金不払	R7.3
7	畜産業	フォークリフトの無資格運転	R7.6
8	農業	ベルトコンベヤー清掃時における運転停止の未措置	R7.8
9	木材・木製品製造業	フォークリフトの無資格運転及び用途外使用	R7.9
10	食料品製造業	食品加工用粉砕機に原料を投入する際の用具等の不使用及び作業内容変更時における教育の未実施	R7.10
11	土木工事業	墜落防止措置の未措置	R7.11
12	食料品製造業	小型車両系建設機械の特別教育未実施	R7.11



令和8年10月1日から

カスタマーハラスメント対策、

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されました

1 カスタマーハラスメント対策が義務化

職場におけるカスタマーハラスメント（カスハラ）とは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものです。

カスハラの防止のために講ずべき措置（義務）

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談体制の整備
- ◆事後の迅速かつ適切な対応
- ◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置
- ◆そのほか併せて講ずべき措置

2 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化

求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）とは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものです。

求職者等セクハラ防止のために講ずべき措置（義務）

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談体制の整備
- ◆事後の迅速かつ適切な対応
- ◆そのほか併せて講ずべき措置

カスハラ・就活セクハラ
対策についてはこちら



令和8年10月1日から

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わりました

1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されました

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に追加して、待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる旨の明示が必要となります。

- | | | |
|--|--------------------------------|---------------|
| ☐ 昇給の有無 | ☐ 賞与の有無 | } 現行の
明示事項 |
| ☐ 退職手当の有無 | ☐ 相談窓口 | |
| ☐ 待遇の相違等に関する説明を
求めることができる旨 | | |

} 新たな
明示事項

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されました

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。改正により、ガイドラインに、新たに下記の内容が追加されました。

〈新たに追加された内容〉

- | | | |
|--------------|----------------|---------------|
| ・賞与（記載の充実） | ・家族手当（新規追加） | ・病気休職（記載の充実） |
| ・退職手当（新規追加） | ・住宅手当（新規追加） | ・夏季冬季休暇（新規追加） |
| ・無事故手当（新規追加） | ・福利厚生施設（記載の充実） | ・褒賞（新規追加） |

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わりました！

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、以下の①と②を説明しなければなりません。

①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項の説明に当たって留意すべき事項については、「同一労働同一賃金特集ページ」をご覧ください。

改正内容の詳細については
同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関するお問い合わせは
鹿児島働き方改革推進支援センターへ



令和8年4月1日から

女性活躍推進法が改正されました！

- 1 情報公表の必須項目が拡大されました
- 2 えるぼしプラス認定が創設されました
- 3 職場における女性の健康支援に関する望ましい取組が定められました
- 4 えるぼし認定基準（1段階目）が見直され、取得しやすくなりました

改正女活法と
事業主行動計画
策定指針について
詳しくはこちら



改正労働施策総合推進法等説明会を開催します

霧島会場はまだ申込可能です！

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

申込開始：令和8年9月1日～

日時
2026年

①10/9 金 13:30～
(受付開始 13:00)

※申込〆切：10月2日（定員に達し次第〆切）

②10/15 木 13:30～
(受付開始 13:00)

※申込〆切：10月8日（定員に達し次第〆切）

会場

- ①カクイックス交流センター 大研修室第1（定員80名）
- ②霧島商工会議所 大研修室（定員100名）

内容

カスタマーハラスメント対策について
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
同一労働同一賃金ガイドライン改正 ほか

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）からお申し込みください。

●お申し込みのURL—https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#kagoshima

※定員の都合上、各企業1名でのご参加をお願いいたします。

※申込〆切：説明会開催の7日前とさせていただきます。



「あかるい職場応援団」HP



この資料に関する
お問い合わせはこちら

鹿児島労働局雇用環境・均等室

099-223-8239

（受付時間 平日8:30～17:15）

報道関係者 各位

令和8年9月28日（月）

国分公共職業安定所

所 長 今 村 健 二

統括職業指導官 河 野 伸 宏

電話 0995-40-6144

人材不足分野の人材確保を支援！

霧島・始良会場合わせて 140 社が参加

「令和8年度 合同説明会」を開催します

～霧島市と始良市との共催による過去最大規模の開催～

ハローワーク国分（国分公共職業安定所）では、医療・介護・保育・製造・建設・警備・運輸業などの人材不足分野における人材確保を支援するため、霧島市及び始良市と共催で「令和8年度 合同説明会」を開催します。

両会場合わせて約 140 社が参加予定で、求職者が企業の採用担当者から仕事内容や職場環境について直接話を聞くことができる機会となっています。

今年度は、より多くの来場者を受け入れるため大規模会場で開催するとともに、求職者向け・求人者向けセミナーも同時開催します。

参加無料、事前予約不要で、再就職や転職を希望する方など、どなたでもご参加いただけます。

説明会は面接会ではなく、履歴書不要・服装自由で参加できます。「まずは話を聞いてみたい」という方も気軽に参加できる説明会となっていますので、是非この機会をご活用ください。

○令和8年度 合同説明会

日 時 ①霧島会場 令和8年10月6日（火） 13時00分～16時00分

②始良会場 令和8年10月15日（木） 13時00分～16時00分

場 所 ①桺志田体育館（霧島市国分清水 309）

②ビーラインスポーツパーク始良体育館（始良市平松 2392）

参加事業所 約 140 社（参加一覧視聴用 URL <https://kagoshima-gosetsu.mirai-koyou.org/>）

内 容 求人者と求職者が直接面談できる会社説明会です。求職者は1日で複数の事業所の説明を受けることができ、職場の雰囲気など求人票では分かりにくいこともご質問いただけます。

・求人者向けセミナー 10:00～（デジタル技術を活用した人材確保セミナー（仮称））

・求職者向けセミナー 11:00～（ジョブ・カード活用セミナー（仮称））

取材のお願い

合同説明会当日は、事業所と求職者の面談の様子などを取材いただけます。地域の人材確保に向けた取組をぜひ取材くださいますようお願いいたします。取材を希望される場合は、事前にハローワーク国分までご連絡いただけますと幸いです。

あなたの経験をもう一度♪

令和8年度

各会場に

70社
もの事業所が
参加!



合同



説明会



霧島会場

始良会場

10/6 火

10/15 木

13:00～16:00

13:00～16:00

場所

場所

桺志田体育館
霧島市国分清水309

ビーライン始良体育館
始良市平松2392

☒ 気軽に ☒ 予約なしで ☒ どなたでも

合同説明会は、採用担当者よりお仕事に関する説明を直接いただける貴重な機会です。

今般、霧島市・始良市のご協力のもと、多数の方にご来場いただけるよう、より「大きな会場」にて開催いたしますので、皆様方のご参加をお待ちしております。

同日開催

参加事業所一覧

10:00 求人者向けセミナー

「デジタル技術を活用した人材確保セミナー」

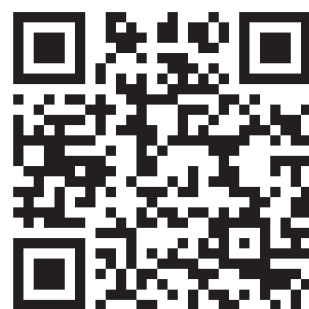
(鹿児島県よろず支援拠点 講師)

●個別相談枠もご用意しております。(11:00～先着2枠)

11:00 求職者向けセミナー

「ジョブ・カード」活用セミナー

(鹿児島キャリア形成・リスキリング支援センター 講師)



主催 ハローワーク国分 共催 霧島市・始良市

問合せ先 TEL 0995-45-5311

所在地 〒899-4332 霧島市国分中央1丁目4-35